# 奈良県市町村合併推進構想(概要)

奈 良 県 平成18年3月

## I合併推進に関する基本的な事項

## ◇県内市町村の望ましい姿

人口減少や少子高齢化が進行するなど、市町村を取り巻く環境が変化する中、分権型社会における基礎自治体としての市町村は、行財政基盤の強化と行政処理能力の向上を図る必要がある。一定の行政規模を有し、効率的・効果的な行財政運営を行え、住民に身近な事務は市町村で処理できる体制が確立された状況が望ましい姿である。

## ◇市町村合併の必要性

## ・日常社会生活圏の拡大への対応

交通・情報通信手段の発達により、住民の日常社会生活圏は一層の広がりを見せている。 これに伴い、住民の行政ニーズも市町村の区域を越えて広域化しており、現在の行政区域で は十分に対処することが困難になってきている。

#### 人口減少と少子高齢化への対応

少子高齢化の進行は、医療・福祉等の財政需要をさらに増大させることになり、特に、小規模町村では、専門的な人材の確保、公共施設や防災体制などの充実を図る上で、従来の市町村の単位では適切な対応が困難な状況になりつつある。

## ・逼迫する市町村財政への対応

長期にわたる景気の停滞等により、市町村財政は厳しい状況にあり、今後、一層厳しさを 増すことが予想される。一方、少子高齢社会に向けた地域福祉政策や社会資本の整備のため には財政需要はますます増大するものと見込まれる。

今後、各市町村においては、増大する行政需要に適切に対応していくためには、一層効率的な行財政運営が求められる。

#### ・自主的・主体的な地域づくり

行政需要が増え続け、住民のニーズが高度化・多様化する時代にあって、ボランティアやNPO、企業等と行政とが、適切に役割分担し、主体的に協力し合う活力ある地方自治を確立するには、民間と行政との協働による公共サービスの効率化を進める必要がある。

#### 市町村合併の必要性

市町村合併はこれらの課題に適切に対処し、住民に質の高い行政サービスを提供していくための有効な手段であり、新法下においても市町村合併をより一層推進していく必要がある。市町村合併により内部管理部門の効率化が図られ、地域の様々な課題やニーズ等に対し、より高度・専門的な行政や柔軟な対応が可能となる。また、類似する公共施設の統廃合も行うことができる。その結果、人件費を減らしつつサービスレベルの向上を図ることができ、中長期的な視点で行財政の効率化を図ることが可能となる。

## ◇市町村合併の推進に当たっての県の役割

新法においては、構想の作成など、従来にも増して市町村合併を進める上での都道府県の果たす役割が強化されており、県としても構想実現に向け、市町村合併の推進に対し県としての役割を積極的に果たしていく。

#### Ⅱ市町村の現況及び将来の見通し

#### ◇市町村の現況及び見通し

県内市町村の平均人口・平均面積とも全国の平均を大きく下回っており、小規模な市町村が 多い状況となっている。少子高齢化の進行に伴い、総人口が減少する中で老年人口は増加し、 平成42年には、老年人口の割合は約30%に達すると見込まれている。

## ◇財政の状況

景気後退の影響等による税収の落ち込みなどにより、硬直化の傾向にある。また、市町村債の残高が増加しており、その償還が将来の財政運営の大きな負担になる。

## ◇市町村合併の状況

県内の市町村数は、旧合併特例法における平成の大合併により、47市町村から39市町村に減少した。しかし、その減少数・減少率とも全国で下位にある。その一方で人口1万人未満の市町村は18町村と、その数・率とも全国でも上位にある。

## Ⅲ構想対象市町村の組合せ

#### ◇基本的な考え方

対象市町村の組合せについては、国の基本指針を踏まえた上で、本県の現況や将来の見通し 等を踏まえ、次の①~③を目指す組合せとする。

①人口1万人未満の町村の解消 ②新たな市制施行 ③人口10万人程度以上の市勢拡大

## ◇構想対象市町村の組合せ

上記の基本的な考え方を基に、各地域の実情に応じ、広域行政の状況や旧法下における経緯、 地理的条件、生活圏域、歴史的なつながり、市町村の意向等を総合的に勘案し、次のとおりと する。

	市町村名	人口(人)	面積(km)
1	奈良市・山添村	374, 701	343. 40
2	天理市・川西町・三宅町・田原本町	121, 117	117. 48
3	桜井市・宇陀市・曽爾村・御杖村	102, 859	474. 01
4	平群町・斑鳩町・安堵町	56, 380	42. 50
5	三郷町・上牧町・王寺町・河合町	90, 202	30. 21
6	橿原市・高取町・明日香村	138, 995	89. 37
7	大和高田市・御所市・香芝市・葛城市・広陵町	241, 871	151. 43
8	五條市・野迫川村・十津川村	42, 515	1, 119. 36
9	吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村	47, 327	1, 227. 47

#### ◇組合せに係る留意事項

- ①旧法下での経緯にとらわれず、地域の将来を見据え、全ての市町村で市町村合併について改めて主体的な議論を十分尽くす必要がある。
- ②旧法下で合併した市については、地域全体の将来像や生活圏域の観点から、引き続き当該市を含む合併が必要と考えられる場合は、構想対象市町村の組合せに位置付けた。
- ③関係市町村の協議により、本構想で示した組合せと異なる枠組みでの合併協議の熟度が高まった場合などは、構想の変更等、必要な措置を講ずることとする。
- ④将来的には、更なる行政権能の強化を図るため、中核市や特例市を目指すなど、より広域的 な合併についても検討していく。

## ◇構想対象市町村に位置付けなかった市町村について

生駒市及び大和郡山市については両市とも人口10万人程度の規模を備えた市であることなどから、今回の構想対象市町村に位置付けなかったが、将来的には人口20万人以上の更に充実した行政権能を有する市を目指す合併を検討する必要がある。

## IV合併推進のための必要な措置

## ◇合併推進のための支援体制の整備

奈良県市町村合併支援本部を引き続き設置し、全庁的に総合的・効果的な支援を行う。

## ◇市町村への支援措置

「新・奈良県市町村合併支援プラン(仮称)」を策定し、早期の合併協議の開始や円滑な進行、合併後の新市町村の一体化や活性化に資するため、啓発・情報提供・市町村合併支援体制の整備に努め、積極的に人的・財政的支援を行う。

#### ◇新合併特例法に基づく措置

合併協議会の設置勧告等の措置については、地域の状況を見極め、市町村の意見を聞きながら、 それぞれの段階に応じ、慎重かつ的確に対応していく。

